（償還計画）

第五十六条　機構は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

２　経済産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

附則第四条の二中「第五十一条」を「第四十七条」に、「第六十三条第一号」を「第八十一条第一号」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第二条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第二項第一号中チをリとし、トをチとし、への次に次のように加える。

ト　第九十一条の七の規定によるエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定からの繰入金

第五十三条第二項第二号中トをチとし、ニからヘまでをホからトまでとし、ハの次に次のように加える。

ニ　第六十八条の二の規定によるエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入金

第六十八条の次に次の一条を加える。

（投資勘定からエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入れ）

第六十八条の二　第八十五条第八項各号に掲げる措置に要する費用並びに第八十八条第四項第二号への償還金及び利子並びに同号トの諸費の財源に充てるため、予算で定める金額を限り、投資勘定からエネルギー対策特別会計の先端半導体・人工知能関連技術勘定に繰り入れることができる。

第八十五条第一項中「及び原子力損害賠償支援対策」を「、原子力損害賠償支援対策及び先端半導体・人工知能関連技術対策」に改め、同条第三項第一号イ中「の交付」の下に「で政令で定めるもの」を加え、同条第七項第一号中「第九十一条の四第一項」を「第九十一条の六第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

８　この節において「先端半導体・人工知能関連技術対策」とは、次に掲げる財政上の措置をいう。

一　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第六十九条第一項第一号に掲げる措置として行う独立行政法人情報処理推進機構に対する出資金の出資又は交付金の交付

二　情報処理の促進に関する法律第六十九条第一項第二号に掲げる措置として行う補助（交付金、委託費その他の給付金の交付（前号に掲げる交付金の交付を除く。）を含む。）で政令で定めるもの

三　情報処理の促進に関する法律第六十九条第一項第三号に掲げる措置として行う補助（交付金、委託費その他の給付金の交付を含む。）又は独立行政法人情報処理推進機構に対する出資金の出資で政令で定めるもの

四　情報処理の促進に関する法律第六十九条第一項第四号に掲げる措置で政令で定めるもの（第八十八条第四項において「先端半導体・人工知能関連技術対策に係る附帯事務等に関する措置」という。）

第八十六条第二項中「又は原子力損害賠償支援勘定」を「、原子力損害賠償支援勘定又は先端半導体・人工知能関連技術勘定」に改める。

第八十七条中「及び原子力損害賠償支援勘定」を「、原子力損害賠償支援勘定及び先端半導体・人工知能関連技術勘定」に改める。

第八十八条第一項第二号リ中「第九十一条の三第一項」を「第九十一条の四第一項」に改め、同号中ネをナとし、ヌからツまでをルからネまでとし、リの次に次のように加える。

ヌ　第九十一条の五第一項の規定による先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入金

第八十八条第二項第一号ロ中「第九十一条の三第一項」を「第九十一条の四第一項」に改め、同条第三項第二号ロ中「第九十一条の四第一項」を「第九十一条の六第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

４　先端半導体・人工知能関連技術勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。

一　歳入

イ　一般会計からの繰入金

ロ　第六十八条の二の規定による財政投融資特別会計の投資勘定からの繰入金

ハ　第九十一条の五第一項の規定によるエネルギー需給勘定からの繰入金

ニ　情報処理の促進に関する法律第六十九条第一項の規定により発行する公債（以下「先端半導体・人工知能関連技術債」という。）の発行収入金

ホ　一時借入金の借換えによる収入金

ヘ　情報処理の促進に関する法律第五十一条第三項の規定による納付金であって、この勘定に帰属するもの

ト　先端半導体・人工知能関連技術対策に係る附帯事務等に関する措置に基づく収入金

チ　附属雑収入

二　歳出

イ　第八十五条第八項第一号の出資金及び交付金

ロ　第八十五条第八項第二号の補助金（交付金、委託費その他の給付金を含む。ハにおいて同じ。）

ハ　第八十五条第八項第三号の補助金及び出資金

ニ　第九十一条の七の規定による財政投融資特別会計の投資勘定への繰入金

ホ　先端半導体・人工知能関連技術対策に係る附帯事務等に関する措置に要する費用

ヘ　先端半導体・人工知能関連技術債及び当該先端半導体・人工知能関連技術債に係る借換国債の償還金及び利子

ト　先端半導体・人工知能関連技術債及び当該先端半導体・人工知能関連技術債に係る借換国債の発行及び償還に関する諸費

チ　一時借入金の利子

リ　借り換えた一時借入金の償還金及び利子

ヌ　事務取扱費

ル　附属諸費

第九十一条の四を第九十一条の六とする。

第九十一条の三第二項中「第九十一条の三第一項」を「第九十一条の四第一項」に改め、同条を第九十一条の四とし、同条の次に次の一条を加える。

（エネルギー需給勘定から先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入れ）

第九十一条の五　先端半導体・人工知能関連技術対策に要する費用の財源に充てるため、予算で定める金額を限り、エネルギー需給勘定から先端半導体・人工知能関連技術勘定に繰り入れることができる。

２　前項の規定による繰入れが行われる年度における第九十条ただし書の規定の適用については、同条ただし書中「費用の額」とあるのは、「費用の額並びに第九十一条の五第一項の規定による先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入金に相当する金額」とする。

第九十一条の二を第九十一条の三とし、第九十一条の次に次の一条を加える。

（一般会計から先端半導体・人工知能関連技術勘定への繰入れの特例）

第九十一条の二　第六条の規定にかかわらず、複数年度にわたる事務又は事業であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるものの財源として設置する基金に充てるために経済産業大臣が交付した補助金について、国に返納された金額がある場合には、先端半導体・人工知能関連技術対策に要する費用の財源に充てるため、当該国に返納された金額の範囲内で、予算で定める金額を限り、一般会計から先端半導体・人工知能関連技術勘定に繰り入れることができる。